

サラブリボンフレンズ・サラブリボンパートナーズ会則

第1条 名称

この法人は、認定特定非営利活動法人サラブリトレーニング・ジャパンと称する。

第2条 所在地

この法人は、主たる事務所を岡山県加賀郡吉備中央町下加茂 1506 番地 109 に置く。

第3条 目的及び事業

1) 目的

この法人は、役目を終えたサラブレッドのセカンドキャリアを支援するため、リトレーニングを行うことで、乗馬の普及、奨励に関する事業、馬との触れ合いを中心としたセラピー事業を広く国民に対し行い、社会教育の推進及び社会福祉の増進、地域振興ならびにスポーツの振興に寄与することを目的とする。

2) 特定非営利活動の種類

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動

- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(3) 事業

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①引退した競走馬のリトレーニング及びリトレーニング施設の運営

- ② 引退した競走馬のリトレーニングアカデミーの運営

- ③ 引退した競走馬のチャリティーオークション事業

- ④ ホースセラピーの研究・開発・普及活動

- ⑤ 乗馬スクールの開催

- ⑥ 養老馬の受け入れ及び養老牧場の運営

- ⑦観光をはじめとする産業の育成と振興を通じ、まちづくりの推進を図る活動

- ⑧この法人の目的を達成するために必要な事業

第4条 会員の種別と定義

会員は次の3種とし、会員の種別は以下の通りとする。

(1) サラブリボンフレンズ会員

この法人の目的に賛同して入会した個人（以下「フレンズ会員」という。）

(2) サラブリボンパートナーズ会員

この法人の目的に賛同して入会した団体（以下「パートナーズ会員」という。）

(3) サラブリボンフレンズホース会員（以下「FH 会員」という。）

この法人の活動の趣旨に賛同して入会し会費を納入している、サラブリボンフレンズホースを支援する個人および団体

第5条 入会

1) 会員の入会については、特に条件を定めないが、フレンズ会

員、パートナーズ会員、FH 会員いずれも専用の申込フォームにて
寄付（FH 会員は会費）額を選択し、登録をすること。

2) フレンズ会員と FH 会員など 2 つの会員を一人が掛け持ちする
ことも可とする。

第 6 条 会費

会員は、会費を納入しなければならない。

1) フレンズ会員 一口 1,000 円を毎月支払うものとし、複数口
も可とする。

2) パートナーズ会員 一口 100,000 円を年 1 回支払うものと
し、複数口も可とする。

3) FH 会員 一口 5,000 円もしくは一口 10,000 円を毎月支払う
ものとし、複数口も可とする。

2.フレンズ会員、パートナーズ会員は寄付となるため税金控除の対象となるが、FH 会員は税金控除の対象にならない。

第 7 条 退会

会員は事務局の定める退会届を提出し、任意に退会することができる。

第 8 条 会員の資格の喪失

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)住所、氏名の変更等により送付物が届かなくなった者については会員を継続する意志がないものとして会員登録抹消とする。ただし、再登録の申し出があれば会員として再登録できるものとする。

(3)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

第 9 条 除名

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事長の一任によりこれを除名することができる。

- (1) この会則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 馬への虐待行為を行った者、迷惑行為を行った者等については会員登録を抹消することができるものとする。

第 10 条 会員共通の権利及び義務

(1)フレンズ会員、パートナーズ会員、FH 会員は会員を対象とするイベントへの参加資格を有する。

(2)会員はボランティアスタッフとして本法人のイベント等の一部に参加できる。

(3)会員は本会則を遵守するものとする。

(4)会員は登録内容に変更がある場合は速やかに本法人へ連絡をするものとする。

(5)会員は引退競走馬の預託施設訪問に際しては、施設管理者の指示に従い、節度ある行動をするものとする。

(6)会員種別ごとの権利及び会費、その他詳細は第 条～第 条に定める。

第 11 条 サラブリボンフレンズ会員

1) 会員の権利

ア) 本法人にてリトレーニング中の馬に接する権利を有する。

イ) 会報を通じて本法人の情報を得る権利を有する。

2) 会費

ア) フレンズ会員は、第 6 条に定めた会費を、月毎で別途定める方法により支払うものとする。

イ) 既に支払われた会費は返還しないものとする。

3) フレンズ会員の期間・会員種別の変更

ア) 一般会員は、他の会員種別への移行の申し出がない限り、自動的に継続されるものとする。

イ) FH 会員へ移行する場合は、事務局まで申し出ることとする。

第 12 条 サラブリボンパートナーズ会員

1) 会員の権利

ア) 本法人にてリトレーニング中の馬に接する権利を有する。

イ) 会報を通じて本法人の情報を得る権利を有する。

2) 会費

ア) フレンズ会員は、第 6 条に定めた会費を、年毎で別途定める方法により支払うものとする。

イ) 既に支払われた会費は返還しないものとする。

3) フレンズ会員の期間・会員種別の変更

ア) 一般会員は、他の会員種別への移行の申し出がない限り、自動的に継続されるものとする。

イ) FH 会員へ移行する場合は、事務局まで申し出ることとする。

第 13 条 フレンズホース会員

1) FH 会員の権利

ア) FH 会員本人及びその家族は、全フレンズホースに接する権利を有する。

イ) FH 会員は会報を通じて本法人の情報を得る権利を有する。

ウ) FH 会員はフレンズホースレポートを通じてフレンズホースの状況を得る権利を有する。

2) 会費

ア) FH 会員は第 6 条に定めた会費を、月毎に別途定める方法で支払うものとする。

イ) 支払われた会費は原則として返還しないものとする。

但し、当該フレンズホースの死亡時についてはその限りではない。

3) FH 会員の期間・会員種別の変更

ア) FH 会員は、他の会員種別への移行の申し出がない限り、自動的に継続されるものとする。

イ) 会費及び維持管理費を月払いしている FH 会員が口数変更、会員種別の変更を希望する場合は、事務手続きが完了し、かつ、支払った会費の有効期間満了をもって変更とする。

第 14 条 フレンズホース

本法人に帰属し、会員が支えていく馬を「フレンズホース」と称す

る。

1) フレンズホースの所有権

フレンズホースの所有権は原則として譲渡できない。

2) フレンズホースの権利

フレンズホースは以下の権利を有する。

ア) 生きる権利

イ) 「共生動物」として充実した余生を送る権利

3) フレンズホースの維持管理

フレンズホースの調教を含む維持管理は本法人が認めた施設に委託する。

4) フレンズホースの傷病の処置

フレンズホースが重度の傷病を負い、回復の見込みがないと獣医師が判断した場合、本部事務局は、馬の福祉の観点から苦痛を取り除くための安楽死を決定できる。ただし、会員には事後、経過報告をするものとする。

第 15 条 賠償責任

1) フレンズホースの預託施設内で会員及び同伴者に生じた事故に

については本法人及び預託施設は賠償責任を負わないものとする。但し、騎乗中の事故についてはフレンズホースの加入する保険の範囲内で治療費が支払われるものとする。預託施設内におけるその他の事故については各施設の加入する保険があればその適用範囲内で治療費が支払われるものとする。

2) 会員が預託施設等に与えた損害について、本法人は賠償責任を負わないものとする。

第 16 条 発効

本会則は 2022 年 7 月 1 日より発効とする。

個人情報保護についての基本方針

個人情報とは、認定特定非営利活動法人サラブリトレーニング・ジャパンが皆様にご提供いただく名前、住所、電話番号、メールアドレス等、個人を識別できる情報あるいは個人の固有情報を意味します。個人情報の提供をお願いする際は、あらかじめその利用目的を明示いたします。

個人情報を提供いただいたことで、個人情報の取扱いに対する同意をいただいたものとさせていただきます。

- 当会は、会員様から提供いただいた個人情報を適切に取扱うことは重要な社会的使命であると考え、その取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。
- 当会は、必要かつ適切なセキュリティ対策を講じ、スタッフ・ボランティア等業務従事者に対する教育と啓発を継続的に実施し、当会の取扱う個人情報の漏洩滅失、又は、棄損の防止及び是正に努めます。

- 当会は、ご提供いただいた個人情報は、会の運営ならびに支援活動のために利用させていただきます。この他、特有の収集目的がある場合は、収集時に通知します。
- 当会は、収集した個人情報については正確かつ最新の状態を保持するよう努めます。
- 当会は、個人情報の利用にあたって、収集にあたって明示した利用目的を超えて取扱いません。また、合理的な範囲を超えた利用目的の変更を行いません。
- 当会は、個人情報を調査・分析のために使用することがありますが、この場合、特段の必要性が無い限り、「個人」が特定できないデータ」のみを使用することとします。
- 当会は、ご本人の承諾無く第三者に対して個人情報等を提供することはありません。但し、業務を委託するために、業務

委託先に個人情報等を開示する場合があります。その場合には、当会の責任で適切な委託先を選定し、秘密保持条項などを含む契約を締結したうえで委託し個人情報等を適切に管理します。

- 当会は法令に基づき司法機関、行政機関から法的義務を伴う要請を受けた場合に限り、必要最低限の情報を開示または提供する場合がありますのでご了承ください。
- 個人情報等の開示、変更および削除に関するご請求については、お申し出者をご本人であることを確認のうえ、速やかに対応いたします。
- 当会は、サイトからリンクする第三者のウェブサイトにおける個人情報の安全確保につきましては責任を負うことはできません。それぞれのリンク先における個人情報の保護、管理につきましては、当該リンク先における個人情報保護方針等をご確認下さいますようお願いいたします。

- 当会のプライバシーポリシーについてのお問い合わせ先：

認定特定非営利活動法人サラブリティレーニング・ジャパン

〒709-2331 岡山県加賀郡吉備中央町下加茂 1506-109

E-MAIL : info@thorouguret.org

2022年6月29日策定